第二区分	第二区分の二	第三区分
国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通株式等Tier1比率 一・一三パーセント以上一・二五パーセント未満 二　連結Tier1比率一・五パーセント以上一・三パーセント未満 三　連結総自己資本比率二パーセント以上四パーセント未満	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通株式等Tier1比率 〇パーセント以上一・一三パーセント未満 二　連結Tier1比率〇パーセント以上一・五パーセント未満 三　連結総自己資本比率〇パーセント以上二パーセント未満	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通株式等Tier1比率 〇パーセント以上一・一三パーセント未満 二　連結Tier1比率 〇パーセント以上一・五パーセント未満 三　連結総自己資本比率 〇パーセント未満
国内基準に係る連結自己資本比率 一パーセント以上二パーセント未満	国内基準に係る連結自己資本比率 〇パーセント以上一パーセント未満	国内基準に係る連結自己資本比率 〇パーセント未満
次の各号に掲げる銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令 一　銀行持株会社及びその子会社等の資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　銀行持株会社及びその子会社等の配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三　銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制 四　子会社等（銀行等を除く。）の株式又は持分の処分 五　その他金融庁長官が必要と認める措置	銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実、合併又は子会社等（銀行等に限る。）の株式の処分等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令	子会社等（銀行等に限る。）の株式の処分

第三条第三項中「第一基準」を「国際統一基準」に、「連結自己資本比率基準」を「自己資本比率基準」に改め、「基準をいう。次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第四項中「第二基準」を「国内基準」に、「連結自己資本比率基準」を「自己資本比率基準」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準（第三項に規定する国際統一基準をいう。）に係る算式により得られる比率をいう。

第四条第一項中「連結自己資本比率が」を「連結自己資本比率（前条第五項に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過する日までの間におけるこの命令による改正後の銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項及び第二項並びに第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

施行日から起算して一年を経過する日までの期間		平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間
四・五パーセント以上六パーセント未満	三・五パーセント以上四・五パーセント未満	四・五パーセント以上六パーセント未満
二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	一・七五パーセント以上三・五パーセント未満	四・五パーセント以上六パーセント未満
一・三パーセント以上二・二五パーセント未満	一・三パーセント以上二・二五パーセント未満	四・五パーセント以上六パーセント未満
一・五パーセント以上三パーセント未満	〇・八八パーセント以上一・七五パーセント未満	四・五パーセント以上六パーセント未満
〇パーセント以上一・一三パーセント未満	〇パーセント以上〇・八八パーセント未満	四・五パーセント以上六パーセント未満
〇パーセント以上一・五パーセント未満	〇パーセント以上一・一三パーセント未満	四・五パーセント以上六パーセント未満
四・五パーセント以上六パーセント以上	四パーセント以上五・五パーセント以上	四・五パーセント以上六パーセント以上
二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	二パーセント以上四パーセント未満	四・五パーセント以上六パーセント以上
三パーセント以上六パーセント未満	二・七五パーセント以上五・五パーセント未満	四・五パーセント以上六パーセント以上
一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	一パーセント以上二パーセント未満	四・五パーセント以上六パーセント以上
一・五パーセント以上三パーセント未満	一・三八パーセント以上二・七五パーセント未満	四・五パーセント以上六パーセント以上
〇パーセント以上一・一三パーセント未満	〇パーセント以上一パーセント未満	四・五パーセント以上六パーセント以上
〇パーセント以上一・五パーセント未満	〇パーセント以上一・三八パーセント未満	四・五パーセント以上六パーセント以上